

自殺者数の推移に関する概況

令和7年の自殺者数は2万人を下回り、昭和53年の統計開始以降で最少となった。特に、平成10年以降の自殺者数が年間3万人台で推移していた時代を経て、基本法の施行後に減少傾向へ転じた動きは、我が国の自殺をめぐる状況を理解する上で重要である。このため、性別、年齢階級別、職業分類別といった側面から、自殺者数の推移の概況について整理する。

(1) 自殺者数全体及び男女別の推移

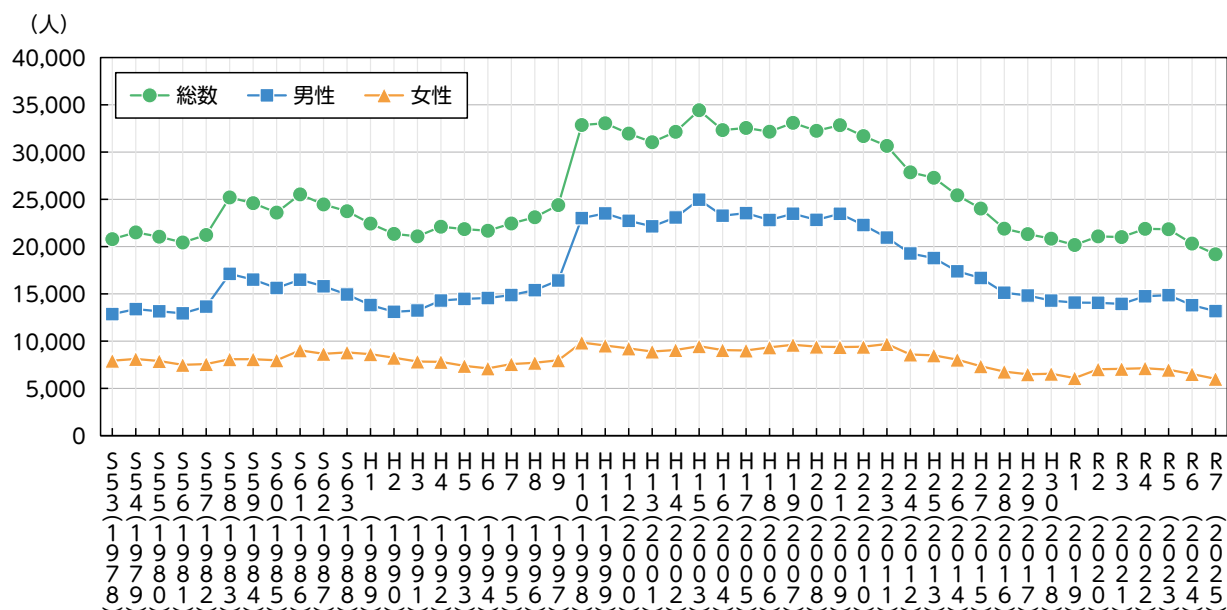
基本法が施行された平成18年当時、自殺者数は年間3万人を超える水準で推移していた。その後、平成22年に減少に転じ令和元年まで減少傾向が続いた。令和2年からは緩やかな増加がみられたが、その後、令和6年及び令和7年には減少し、長期的にみると減少傾向で推移している（図表2-1）。

また、男女別にみると、男性・女性ともに平成22年以降はおおむね減少傾向にあり、直近においても減少がみられる。特に男性については、平成10年に自殺者数が大きく増加した後、平成22年以降は大きな減少傾向が続いており、全体の減少に寄与している。一方、女性については平成22年以降長期的には減少しているものの、男性と比べるとその程度は相対的に小さく、近年は一時的な増減がみられるなど、推移の様相には男女で違いがみられる。

なお、以上の傾向は自殺死亡率の推移においても同様に認められる。

2 本節及び次節における自殺者数の集計データは、自殺者の発見された年月日に基づいている。

図表2-1 性別にみた自殺者数の推移



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

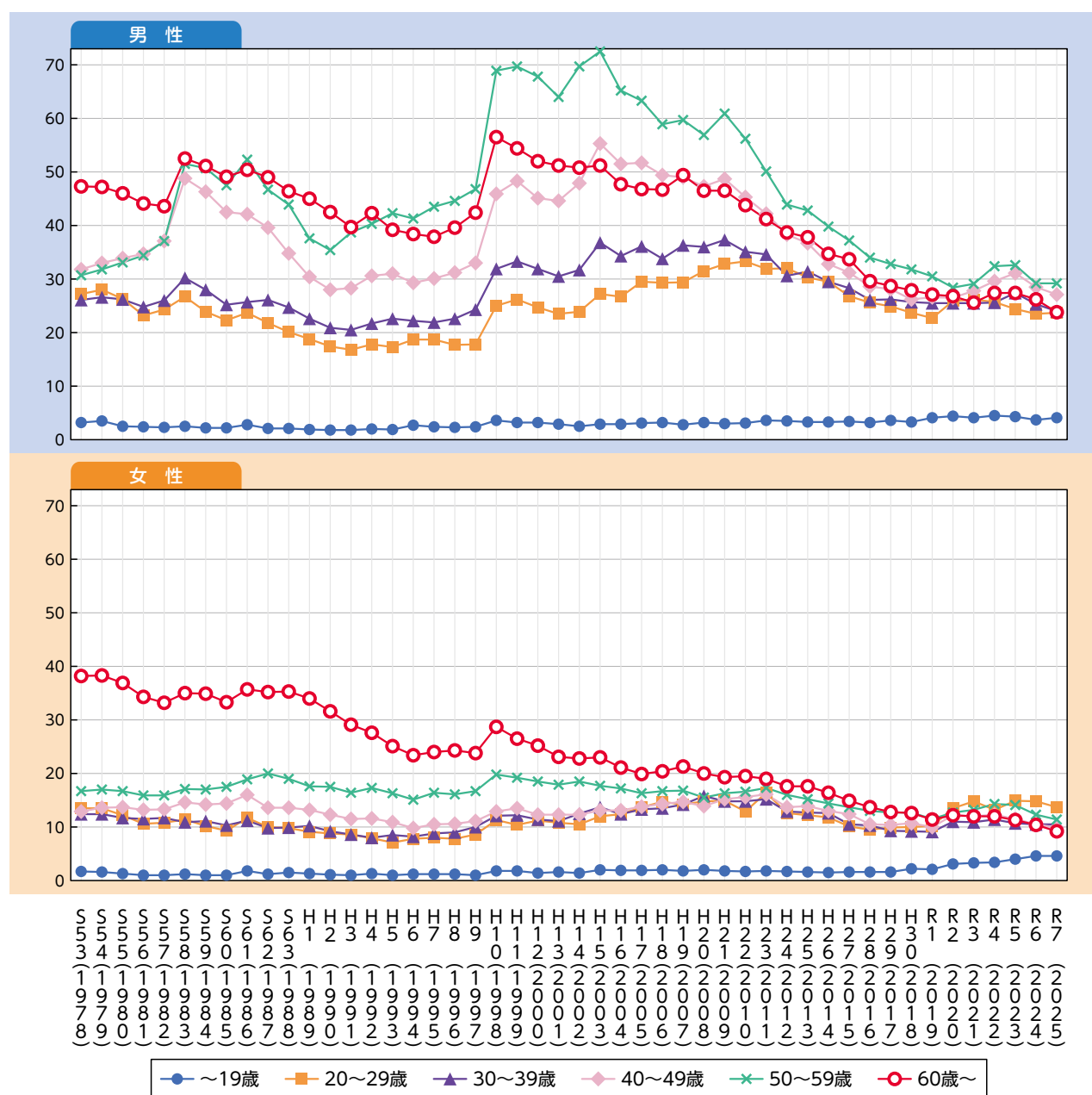
(2) 年齢階級別、職業分類別等にみた状況

図表2-2は、自殺死亡率の推移を性別及び年齢階級別にみたものである。これによると、平成10年に自殺者数が大きく増加した後、長期的にみて中高年以上の男性の自殺死亡率の低下が著しく、近年では他の年齢層と大きく変わらない水準まで低下している。こうした傾向は50歳代以上の女性においてもみられるが、低下の程度は相対的に小さい。

一方、若年層についてみると、19歳以下の男女及び20歳代の女性の自殺死亡率は近年上昇傾向がみられる。

このように、自殺死亡率の推移は性別や年齢階級により異なっている。

図表2-2 性別、年齢階級別にみた自殺死亡率の推移



※自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数である。

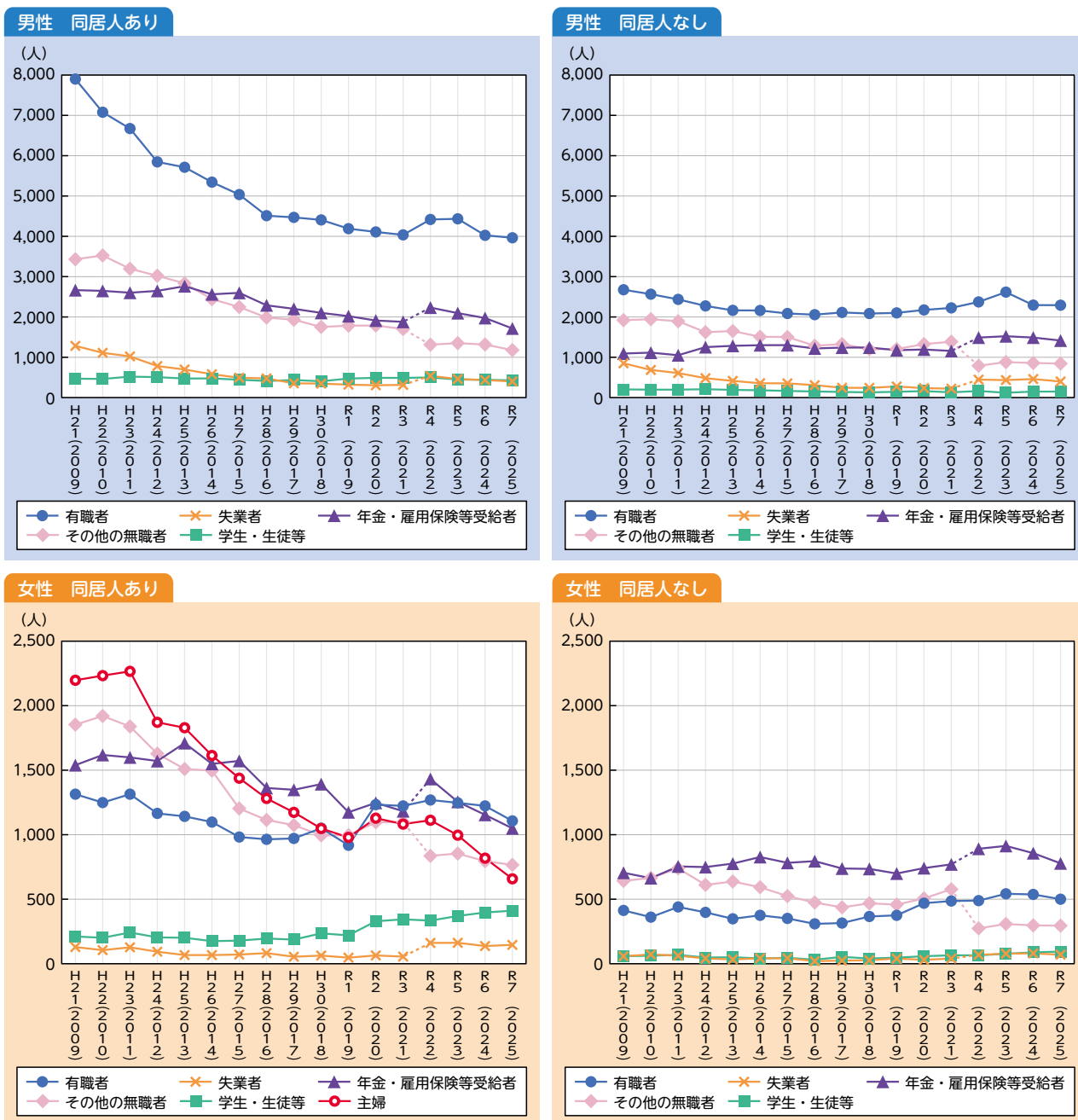
資料：警察庁自殺統計原票データ、総務省「国勢調査」（取得可能年のみ。平成27年以前は年齢不詳の人口をあん分した人口、令和2年は不詳補完値）、総務省「人口推計」より厚生労働省作成

図表2-3は、平成21年以降の自殺者数の推移を、性別、職業分類、同居人の有無という複数の属性（以下「複合属性」という。）ごとに示したものである。なお、令和4年に自殺統計原票が改正されたことに伴い、改正以前との連続性がなくなった職業分類があることに留意が必要である。具体的には、「失業者」は離職期間が長期あるいは不詳である場合も計上するようになり、「年金・雇用保険等受給者」は項目が細分化・追加されるようになったことから、見かけ上の増加に影響している可能性があり、これらに伴って「その他の無職者」では見かけ上の減少に影響している可能性がある。

平成21年以降の推移について、まず男性についてみると、同居人がいる男性では、「学生・生徒等」を除く職業分類で、自殺者数は顕著な減少傾向にある。同居人がいない男性では、「失業者」及び「その他の無職者」は減少傾向にある一方、「有職者」及び「年金・雇用保険等受給者」は、おおむね横ばい又は微増で推移している。なお、「学生・生徒等」については、同居人の有無にかかわらず、おおむね横ばいで推移している。

次に女性についてみると、同居人がいる女性では、「主婦」、「その他の無職者」及び「年金・雇用保険等受給者」が顕著な減少傾向にある一方、「有職者」については、令和元年まで減少傾向にあったが、令和2年に大きく増加して以降高止まり傾向にある。同居人がいない女性については、「その他の無職者」は減少傾向にある一方、「有職者」及び「年金・雇用保険等受給者」は横ばいないし微増で推移している。なお、「失業者」及び「学生・生徒等」については、同居人の有無にかかわらず増加している。

図表2-3 性別、職業分類別、同居人の有無別にみた自殺者数の推移



※数が少ないため、次の属性は除く。：同居人の有無「不詳」、「同居人なし、主婦」、「主夫」（令和4年以降に追加）、「利子・配当・家賃等生活者」、「ホームレス」（令和3年以前は「浮浪者」）、職業「不詳」。

※令和4年の自殺統計原票の改正に伴い、グラフが不連続となっている部分がある。

※「年金・雇用保険等受給者」は、令和3年以前は「年金・雇用保険等生活者」、令和4年以降は「年金受給者（老齢・遺族給付）」、「年金受給者（障害給付）」、「雇用保険受給者」、「生活保護受給者」の合算。

※「その他の無職者」は、令和4年以降は「その他の無職者（ひきこもり）」、「その他の無職者（ひきこもり以外）」の合算。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

2 平成22年以降の自殺者数の減少とその背景

自殺者数は、平成22年に減少に転じて以降、著しく減少した。令和2年から令和5年にかけて21,000人台まで増加した時期を除けば、自殺をめぐる状況は全体としては減少傾向で推移している。

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きているため、平成22年以降の自殺者数の減少について厳密な因果関係を見いだすことは困難である。その点に留意しつつ、本項では、自殺者の様々な属性（性別、年齢階級、職業の分類など）や自殺の原因・動機をみていくことにより、自殺者数減少の背景を考察する。

(1) 減少に寄与した属性

図表2-4は、自殺者の様々な属性ごとに、自殺者数が減少に転じる直前の平成21年と令和7年を比較し、自殺者数の差を表にしたものである。これをみると、一部を除き、多くの属性区分で自殺者数は減少していることが分かる。例えば、性別であれば、「男性」だけ減少しているわけではなく、「女性」も減少している。しかしながら、各区分の増減数が全体の増減数に占める割合（以下「寄与率」という。）をみると、「男性」の寄与率（75.4%）は「女性」（24.6%）よりも大きい。

年齢階級別にみると、19歳以下以外の全ての年齢階級で、程度の差はあれ自殺者数が減少している。その中でも30歳代から70歳代までの各年齢階級は、全体の減少への寄与率が1割程度以上あり、60歳代、50歳代の順に寄与率が大きい。

職業分類別にみると、「学生・生徒等」以外の全ての職業分類で、程度の差はあれ自殺者数が減少している。その中でも「有職者」、「主婦」、「失業者」、「その他の無職者」は、全体の減少への寄与率が1割程度以上あり、特に「有職者」、「その他の無職者」の寄与率が大きい。

同居人の有無別にみると、どちらも自殺者数は減少しているが、「同居人あり」の減少が、全体の減少のうち8割以上を占めていることが分かる。

図表2-4 平成21年と令和7年における自殺者数の比較（性別、年齢階級別、職業分類別、同居人の有無別）

		(人)			
		H21 (2009)	R7 (2025)	差	寄与率
全体の自殺者数		32,845	19,188	-13,657	100.0%
性別	男性	23,472	13,176	-10,296	75.4%
	女性	9,373	6,012	-3,361	24.6%
年齢階級	～19歳	565	830	265	-1.9%
	20～29歳	3,470	2,412	-1,058	7.7%
	30～39歳	4,794	2,293	-2,501	18.3%
	40～49歳	5,261	2,968	-2,293	16.8%
	50～59歳	6,491	3,743	-2,748	20.1%
	60～69歳	5,958	2,406	-3,552	26.0%
	70～79歳	3,671	2,337	-1,334	9.8%
	80歳～	2,405	2,160	-245	1.8%
	不詳	230	39	-191	1.4%
職業分類	有職者	12,361	7,875	-4,486	32.8%
	学生・生徒等	945	1,082	137	-1.0%
	主婦	2,294	681	-1,613	11.8%
	失業者	2,341	1,019	-1,322	9.7%
	利子・配当・家賃等生活者	58	53	-5	0.0%
	年金・雇用保険等受給者	6,028	4,959	-1,069	7.8%
	ホームレス	64	21	-43	0.3%
	その他の無職者	7,937	3,100	-4,837	35.4%
	不詳	817	398	-419	3.1%
同居人の有無	あり	23,104	11,906	-11,198	82.0%
	なし	9,076	7,174	-1,902	13.9%
	不詳	665	108	-557	4.1%

※「年金・雇用保険等受給者」は、令和3年以前は「年金・雇用保険等生活者」、令和4年以降は「年金受給者（老齢・遺族給付）」、「年金受給者（障害給付）」、「雇用保険受給者」、「生活保護受給者」の合算。

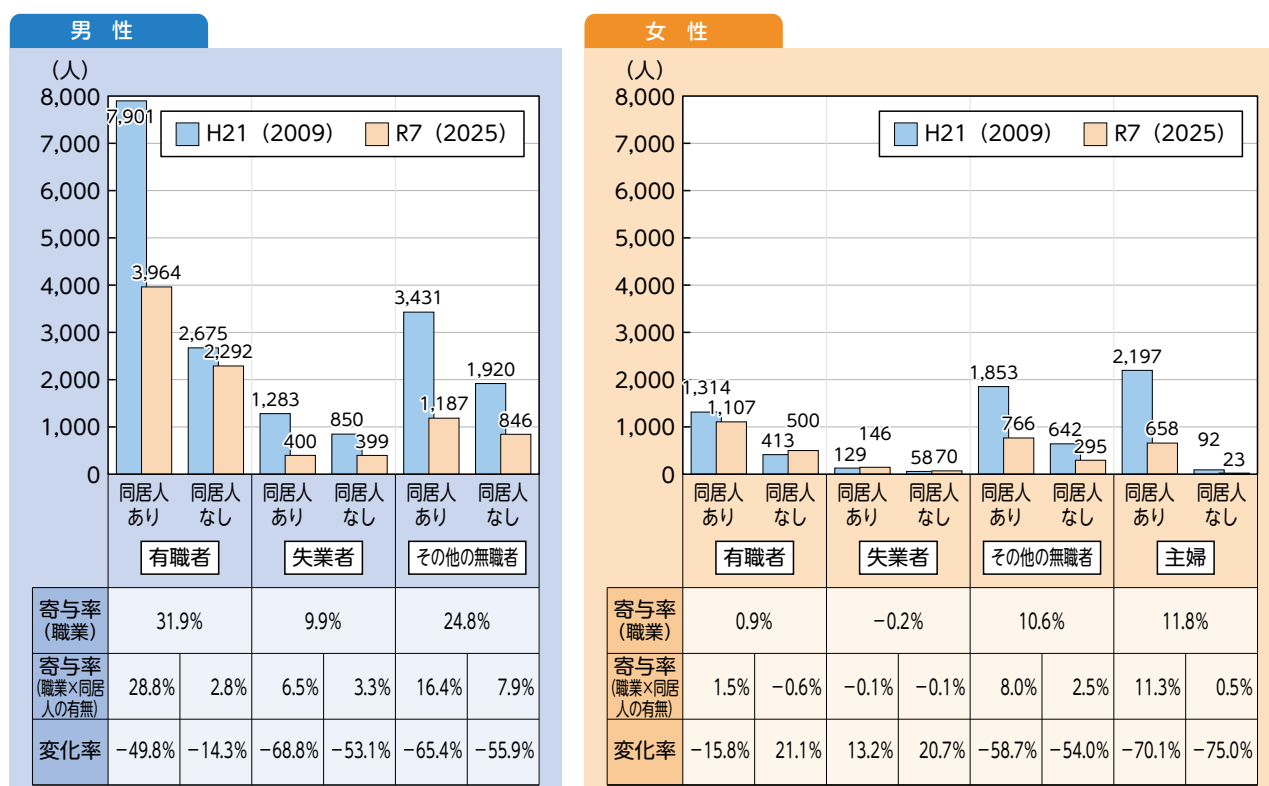
※「ホームレス」は、令和3年以前は「浮浪者」の数。

※「その他の無職者」は、令和4年以降は「その他の無職者（ひきこもり）」、「その他の無職者（ひきこもり以外）」、「主夫」の合算。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

さらに、複合属性別に平成21年と令和7年を比較したものが図表2-5である。これによると、全体の減少分に占める寄与率が1割程度以上あり、かつ、変化率が自殺者数全体と同程度以上の減少を示しているものは、男性では「有職者」、「失業者」、「その他の無職者」、女性では「その他の無職者」、「主婦」であった。このうち、職業に加えて同居人の有無別にみても減少に寄与している属性は、男性の「同居人ありの有職者」及び「同居人ありのその他の無職者」、女性の「同居人ありの主婦」であった。期間を通じて一貫して減少したわけではないことや、減少した原因・動機が属性によって異なることには留意が必要であるが、これらの属性における自殺者数の減少が、全体の減少に影響していることが考えられる。

図表2-5 平成21年と令和7年における自殺者数の比較（複合属性：性別、職業分類別、同居人の有無別）



※「その他の無職者」は、令和4年以降は「その他の無職者（ひきこもり）」、「その他の無職者（ひきこもり以外）」、「主夫」の合算。

※寄与率（職業）については、同居人の有無「不詳」も含めて算出している。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

「同居人あり」の自殺者数の減少及び「主婦」の自殺者数の減少は、単独世帯の増加や主婦人口の減少といった人口構造の変化の影響も想定されるため、図表2-6では、概算した自殺死亡率の比較を行った。これをみると、「同居人あり」の自殺死亡率は4割程度低下しており、分母となる「同居人あり」の人口の減少以上に自殺者数が減少していることから、単独世帯の増加のみでは説明できない自殺者数の減少であることが分かる。一方で、「同居人なし」では自殺者数減少への寄与は比較的小さかったものの、自殺死亡率の低下は「同居人あり」よりも大きく5割程度であり、単独世帯の増加にもかかわらず自殺者数が大きく減少している。

「主婦」も自殺者数減少に1割程度寄与していたが、自殺死亡率は大きく低下しており、主婦人口の減少以上に自殺者数が減少していることが分かる。

図表2-6 (参考) 平成21年と令和7年における自殺死亡率(概算)の比較(同居人あり、同居人なし、主婦)

	H21 (2009)	R7 (2025)	変化率	(参考) 分母となる人口
同居人あり	20.29	11.89	-41.4%	「国民生活基礎調査」総世帯人員より単独世帯数を差し引いた値
同居人なし	75.92	36.83	-51.5%	「国民生活基礎調査」単独世帯数
主婦	14.14	6.80	-51.9%	「労働力調査」女性の非労働力人口(家事)

資料：警察庁自殺統計原票データ、厚生労働省「国民生活基礎調査」及び総務省「労働力調査」より厚生労働省作成

(2) 減少に寄与した属性の自殺の原因・動機

自殺の原因・動機については、令和4年に自殺統計原票における該当項目が大きく改正されているため、平成21年と令和7年を連続して比較することは困難である³。したがって、参考として平成21年から自殺者数が継続して減少していた令和元年との比較を行う。なお、図表2-5で分析対象とした属性別に平成21年と令和元年の自殺者数を比較すると、令和7年と比較した場合と同様に、減少に寄与している属性はおおむね共通している。

図表2-7は、自殺の原因・動機（詳細項目）の件数について、性別、職業分類、同居人の有無という複合属性別に平成21年と令和元年を比較し、全体の減少に対する寄与率が高い原因・動機の上位五つを示したものである。

まず、男性をみると、職業分類によって順位の違いはあるものの、「負債（合計項目）」、「生活苦」などの経済・生活問題と「病気の悩み・影響（うつ病）」、「病気の悩み（身体の病気）」などの健康問題が上位を占めている。さらに、職業分類別にみると、1位となる原因・動機が異なっており、「自営業・家族従業者」では「事業不振」、「被雇用者・勤め人」では「負債（合計項目）」、「失業者」では「失業」、「その他の無職者」では「病気の悩み・影響（うつ病）」及び「病気の悩み（身体の病気）」となっている。

また、男性は、同じ職業分類の場合、同居人の有無により、減少順位の上位を占める原因・動機に大きな違いはみられない。

以上を踏まえると、男性の自殺の原因・動機の構造は主に職業の状況による影響が大きい一方で、自殺者数減少への寄与は「同居人あり」の属性で大きく、同居人の有無によって違いがみられる。

一方、女性をみると、同居人がいない自営業・家族従業者を除き、自殺の原因・動機の上位項目が「病気の悩み・影響（うつ病）」や「病気の悩み（身体の病気）」などの健康問題に集中しており、職業分類による違いは男性ほど明確にはみられない。

以上より、男性は、自殺者数が3万人を超えて高止まりしていた時期には、経済・生活環境の変化が仕事や生計に影響し、さらに、家族などの同居人の生活を維持する責任を負っている場合に自殺に追い込まれるという状況が多くみられたことが推察され、減少局面に入った後は、特にこうした状況が減少していったことが示唆される。

女性の場合は、うつ病を始めとする精神疾患や身体の病気などの健康問題を原因・動機とする自殺が多くみられたところ、減少局面においては、こうした健康問題の影響の低下が示唆される。

3 自殺の原因・動機の詳細項目が増加し、自殺者1人あたりの計上可能数が3つから4つとなり、生前の言動を裏付ける資料がある場合に加えて家族等の証言から考え得る場合も計上可能となった。詳細は、厚生労働省「令和5年版自殺対策白書」（第2章第3節 新しい自殺統計原票を活用した自殺動向の分析）を参照。

図表2-7 平成21年と令和元年における自殺の原因・動機件数の比較（複合属性：性別、職業分類別、同居人の有無別）

男性						
自営業・家族従業者						
同居人あり			同居人なし			
	差	変化率		差	変化率	
● 事業不振	-548	-73.8%	● 事業不振	-101	-64.3%	
● 負債（合計項目）	-382	-70.6%	● 負債（合計項目）	-64	-50.8%	
● 病気の悩み（身体の病気）	-234	-67.4%	● 病気の悩み（身体の病気）	-28	-45.2%	
● 病気の悩み・影響（うつ病）	-170	-59.6%	● 病気の悩み・影響（うつ病）	-18	-32.7%	
● 生活苦	-69	-65.1%	● 生活苦	-11	-22.9%	
被雇用者・勤め人						
同居人あり			同居人なし			
	差	変化率		差	変化率	
● 負債（合計項目）	-616	-61.0%	● 負債（合計項目）	-127	-34.2%	
● 病気の悩み・影響（うつ病）	-398	-42.0%	● 病気の悩み・影響（うつ病）	-83	-29.0%	
● 病気の悩み（身体の病気）	-211	-48.2%	● 生活苦	-66	-34.7%	
● 事業不振	-150	-74.3%	● 病気の悩み（身体の病気）	-45	-29.0%	
● 生活苦	-146	-61.9%	● 事業不振	-37	-67.3%	
失業者						
同居人あり			同居人なし			
	差	変化率		差	変化率	
● 失業	-410	-87.6%	● 失業	-195	-77.4%	
● 負債（合計項目）	-169	-81.6%	● 生活苦	-155	-70.1%	
● 病気の悩み・影響（うつ病）	-147	-69.7%	● 負債（合計項目）	-90	-71.4%	
● 病気の悩み（身体の病気）	-84	-79.2%	● 病気の悩み・影響（うつ病）	-52	-61.9%	
● 生活苦	-79	-73.8%	● 病気の悩み（身体の病気）	-43	-61.4%	
その他の無職者						
同居人あり			同居人なし			
	差	変化率		差	変化率	
● 病気の悩み・影響（うつ病）	-440	-57.2%	● 病気の悩み（身体の病気）	-148	-51.2%	
● 病気の悩み（身体の病気）	-337	-57.6%	● 生活苦	-118	-42.3%	
● 病気の悩み・影響（統合失調症）	-173	-55.6%	● 病気の悩み・影響（うつ病）	-116	-39.5%	
● 負債（合計項目）	-128	-57.1%	● 負債（合計項目）	-84	-52.2%	
● 失業	-66	-68.8%	● 病気の悩み・影響（統合失調症）	-54	-46.2%	
女性						
自営業・家族従業者						
同居人あり			同居人なし			
	差	変化率		差	変化率	
● 病気の悩み・影響（うつ病）	-38	-51.4%	● 負債（合計項目）	-8	-80.0%	
● 負債（合計項目）	-20	-69.0%	● 事業不振	-7	-70.0%	
● 病気の悩み（身体の病気）	-13	-38.2%	● 生活苦	-4	-66.7%	
● 事業不振	-10	-47.6%	● 病気の悩み（身体の病気）	-3	-42.9%	
● 夫婦関係の不和	-8	-53.3%	● 不倫の悩み	-3	-100.0%	
被雇用者・勤め人						
同居人あり			同居人なし			
	差	変化率		差	変化率	
● 病気の悩み・影響（うつ病）	-160	-44.1%	● 病気の悩み・影響（うつ病）	-23	-22.3%	
● 負債（合計項目）	-53	-70.7%	● 病気の悩み・影響（統合失調症）	-7	-50.0%	
● 病気の悩み（身体の病気）	-31	-37.3%	● その他	-7	-63.6%	
● 失恋	-22	-64.7%	● 孤独感	-6	-40.0%	
● その他交際をめぐる悩み	-15	-38.5%	● 生活苦	-5	-38.5%	
			● その他（勤務問題）	-5	-35.7%	
その他の無職者						
同居人あり			同居人なし			
	差	変化率		差	変化率	
● 病気の悩み・影響（うつ病）	-394	-55.8%	● 病気の悩み・影響（うつ病）	-83	-40.1%	
● 病気の悩み（身体の病気）	-136	-53.8%	● 病気の悩み・影響（統合失調症）	-19	-32.8%	
● 病気の悩み・影響（統合失調症）	-85	-38.1%	● 病気の悩み（身体の病気）	-17	-21.3%	
● 病気の悩み・影響（その他の精神疾患）	-34	-21.3%	● 負債（合計項目）	-15	-65.2%	
● その他交際をめぐる悩み	-22	-56.4%	● その他交際をめぐる悩み	-8	-57.1%	
主婦						
同居人あり						
	差	変化率				
● 病気の悩み・影響（うつ病）	-577	-60.1%				
● 病気の悩み（身体の病気）	-207	-59.0%				
● 病気の悩み・影響（統合失調症）	-80	-54.1%				
● 夫婦関係の不和	-58	-45.7%				
● 病気の悩み・影響（その他の精神疾患）	-48	-34.0%				

● 家庭問題 ● 健康問題 ● 経済・生活問題 ● 勤務問題 ● 男女問題 ● その他

※自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることに留意が必要である。
 ※自殺の原因・動機は、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき3つまで計上可能としている。
 ※「負債（合計項目）」は、「負債（多重債務）」、「負債（連帯保証債務）」、「負債（その他）」の合算。
 ※数が少ないため、女性の「失業者」、「主婦、同居人なし」は非表示。

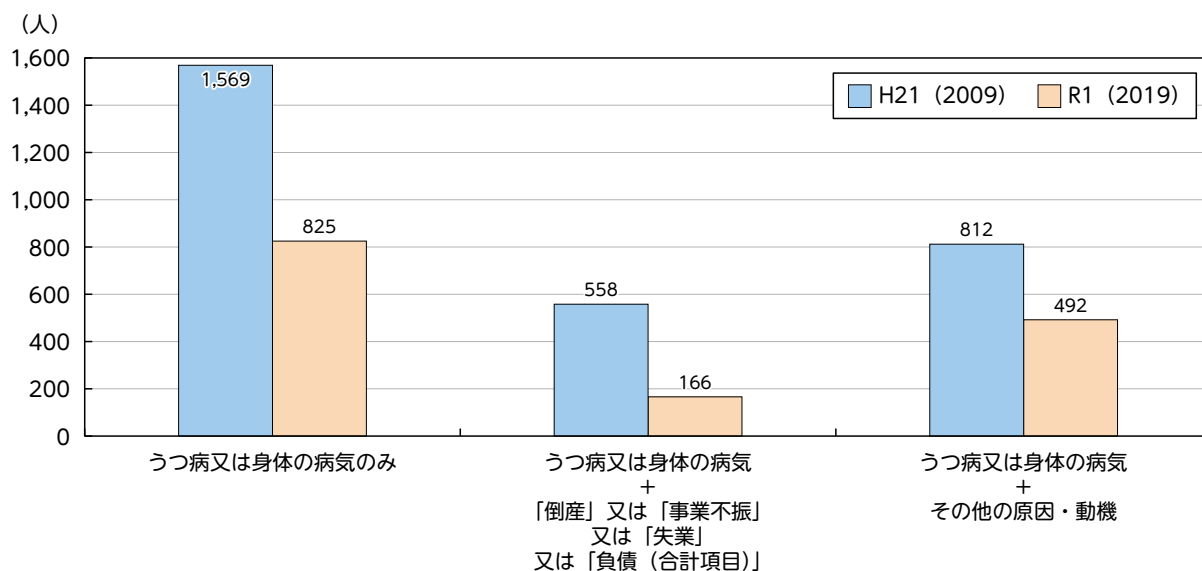
資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

次に、原因・動機のうち、経済社会的な影響のみでは説明できない「病気の悩み・影響（うつ病）」、「病気の悩み（身体の病気）」などの健康問題についてみると、性別や職業、同居人の有無にかかわらず多くの属性で減少している。

図表2-8によると、男性の有職者及び失業者において「病気の悩み・影響（うつ病）」又は「病気の悩み（身体の病気）」が少なくとも一つ計上されている自殺者の原因・動機の状態をみると、うつ病や身体の病気のみを自殺の原因・動機とする者が多くを占めており、減少も著しい。

ただし、うつ病や身体の病気のほか、「倒産」、「事業不振」、「失業」、「負債（合計項目）」という経済・生活問題に分類される原因・動機と共に計上されている自殺者も、人数は限られるものの、平成21年から令和元年にかけて大きく減少している。

図表2-8 うつ病又は身体の病気を自殺の原因・動機とする男性有職者及び失業者における、原因・動機の内訳比較

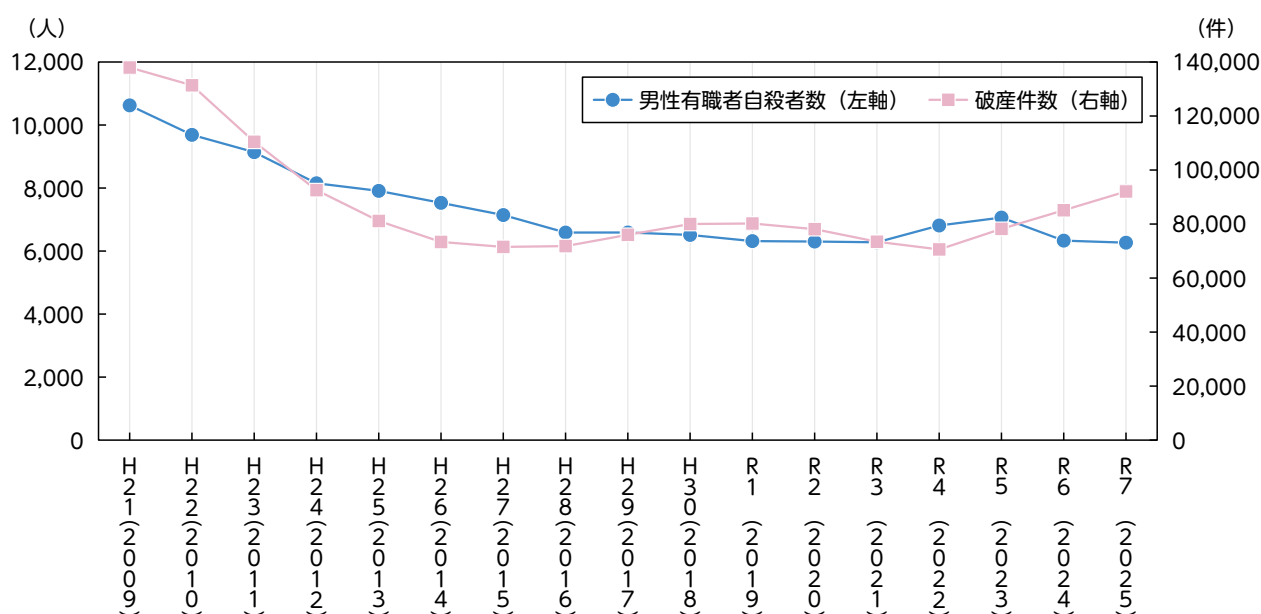


資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

(3) 男性有職者等の自殺者数の減少と経済社会的状況

前項に述べたとおり、男性の有職者や失業者等の自殺者数の減少について、経済・生活環境の変化がその人の仕事や生計に影響して自殺に追い込まれる状況が減少したと示唆される点は、同時期の経済社会状況とも整合的である。自殺の原因・動機として計上される「負債」や「事業不振」と関連する側面を持つ指標として、破産件数（図表2-9）、倒産件数（図表2-10）及び失業率（図表2-11）をみると、平成22年以降、企業活動の状況を示す倒産件数や家計等の状況を示す破産件数⁴が減少傾向で推移しているとともに、雇用情勢の改善に伴い失業率が低下しており、令和元年までの自殺者数の減少と整合的な動きがみられる。

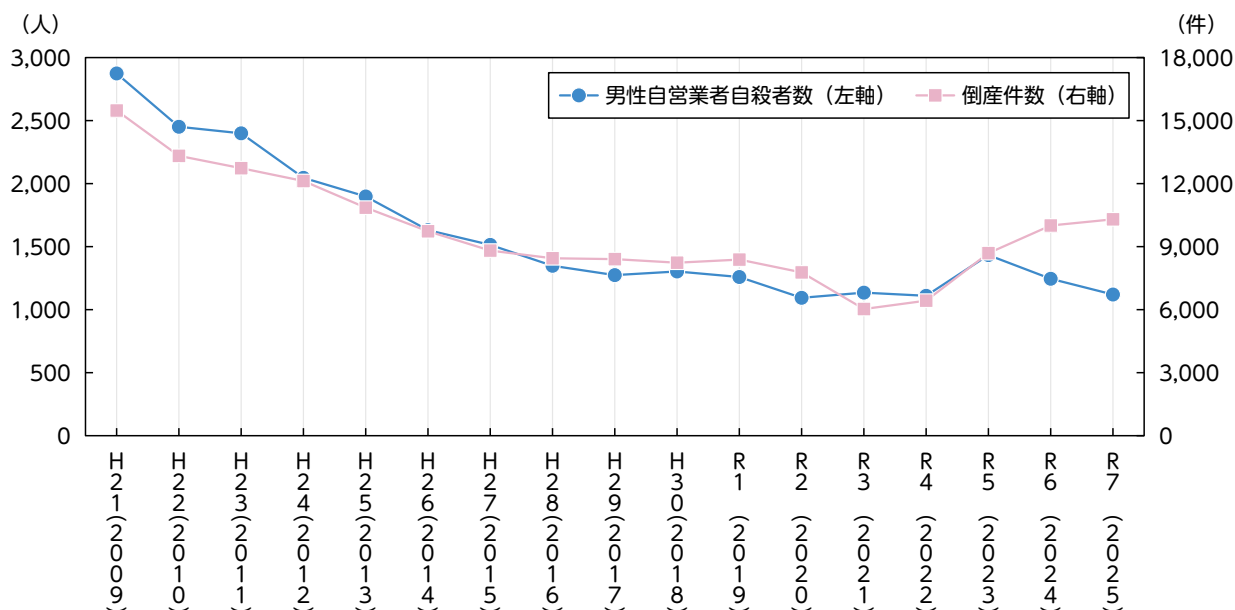
図表2-9 男性有職者自殺者数及び破産件数の年次推移



資料：警察庁自殺統計原票データ、最高裁判所「司法統計年報」より厚生労働省作成

4 倒産件数は企業の経営破綻の動向を示す指標であるのに対し、破産件数は裁判所において取り扱われた破産事件の件数であり、個人の破産が大部分を占めている。
このため、本分析においては、男性有職者の自殺者数については生計の状況の影響を受ける側面に着目して破産件数を、男性自営業者の自殺者数については企業の経営状況の影響を受ける側面に着目して倒産件数をそれぞれ用いている。

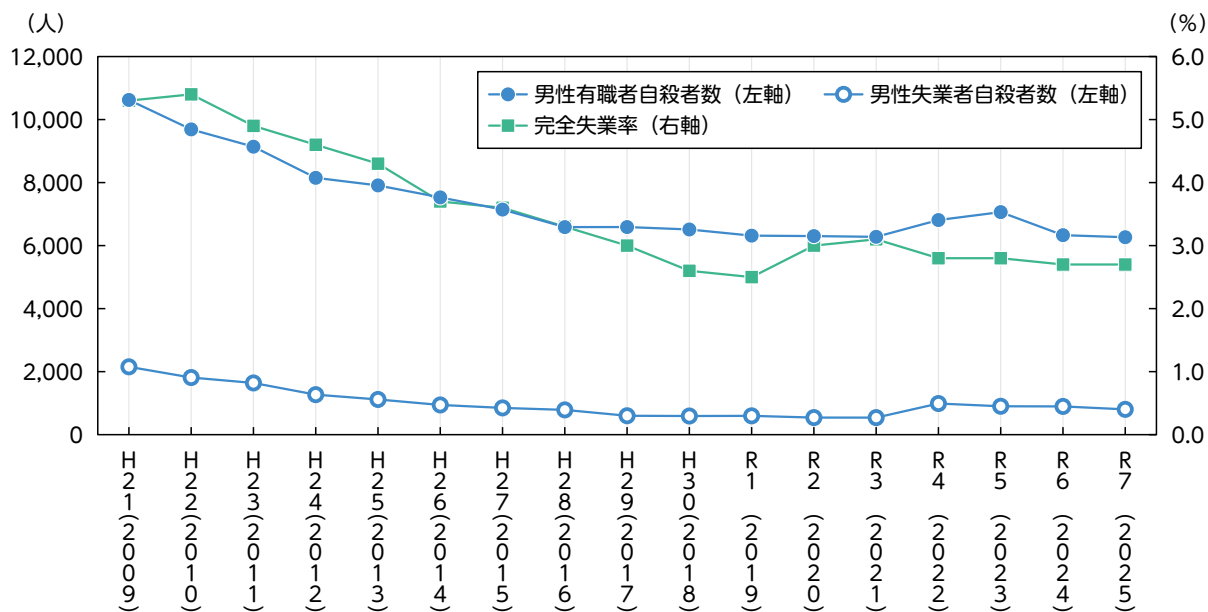
図表2-10 男性自営業者自殺者数及び倒産件数の年次推移



※「自営業者自殺者数」は、令和3年以前は「自営業・家族従業者」、令和4年以降は「小売店自営者」、「不動産業自営者」、「飲食店自営者」、「農林漁業自営者」、「製造業自営者」、「土木・建築業自営者」、「その他の自営者」の合算。

資料：警察庁自殺統計原票データ、東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より厚生労働省作成

図表2-11 男性有職者・失業者の自殺者数及び失業率の年次推移



資料：警察庁自殺統計原票データ、総務省「労働力調査」より厚生労働省作成

自殺統計が開始された昭和53年以降、20,000～25,000人台で推移していた自殺者数が30,000人台に急増したのは、平成10年のことである。この自殺者数急増の要因については平成19年版自殺対策白書⁵に詳しいが、主に①失業あるいは失業率の増加に代表される雇用・経済環境の悪化（特に30歳代後半～60歳代前半の男性）、②「貸し渋り・貸し剥し」による中小企業の破綻（特に自営者）といった経済社会の状況に起因するとまとめられている。また、失業は、個人の逆境に関連することから、個人の自殺のリスク要因であることは広く知られている⁶。

このように、失業と自殺は関連が高いとされており、実際にも、失業率は全体の自殺死亡率の折れ線グラフと似通った動きをしている⁷。次の図表は、昭和53年から令和7年までの各年の失業率（15歳以上）と年齢階級別の自殺死亡率の推移を性別ごとに表している。比較のため、各値は平均が0、分散が1となるように標準化している。

これをみると、男性の全年齢では失業率と自殺死亡率がよく似た動きをしており、特に、平成10年頃からの上昇、平成15年頃のピーク、そして平成22年頃から令和元年にかけて下降しているという動きがよく似ている。年齢階級別にみても、19歳以下を除けばこの期間では上昇と下降の動きが似ており、特に平成15年頃のピークは30～50歳代で一致している。

一方、女性の失業率と自殺死亡率をみると、平成10年頃からの上昇の動きは似ているが、自殺死亡率に平成15年頃のピークはなく、失業率のピークとは異なる平成23年に一時的な増加をしている。ただし、平成24年頃から令和元年までの下降時期に関しては失業率と自殺死亡率の動きが似ている。

性別にかかわらず、20歳代以下や60歳以上の年齢階級は失業率と自殺死亡率がかい離して推移する期間が多く、特に19歳以下の男女及び20歳代の女性は、令和2年以降に自殺死亡率だけが高くなっている。

以上のように、失業率だけで自殺死亡率の推移を全て説明できるわけではない。また、折れ線グラフが似ていることは、因果関係や系列相関があることとは異なる。それでもなお、失業率は、自殺者が経済社会の状況による影響を色濃く受けていたと思われる時期や属性を大局的に把握するための重要な指標となる。

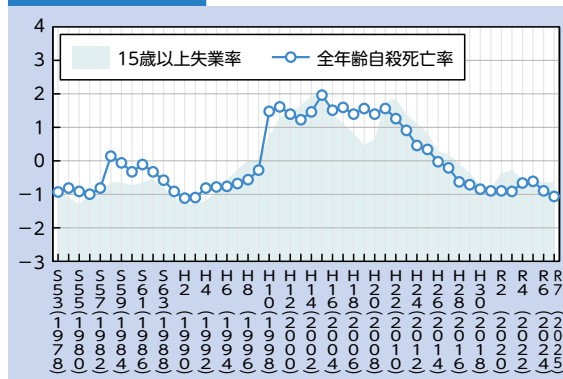
5 内閣府「平成19年版自殺対策白書」第1部第1章8「平成10年における自殺者数の急増要因」、京都大学（2006）「自殺の経済社会的要因に関する調査研究報告書」（内閣府経済社会総合研究所 委託研究）

6 WHO（翻訳：独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所自殺予防総合対策センター）（2014）「Preventing suicide: a global imperative（日本語版：自殺を予防する：世界の優先課題）」

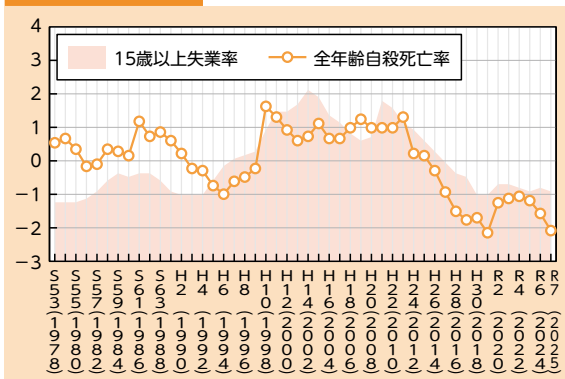
7 内閣府「平成19年版自殺対策白書」第1部第1章8「平成10年における自殺者数の急増要因」、厚生労働省「令和元年版自殺対策白書」第2章第3節5「失業率との関係で見る若年層の傾向」、厚生労働省「令和7年版自殺対策白書」Topics「失業率と若者の自殺死亡率」

失業率と自殺死亡率との関係

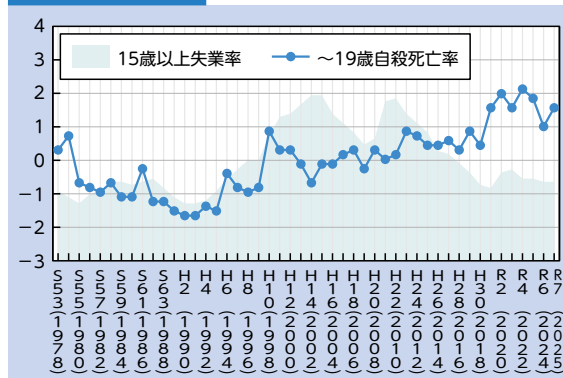
男性 全年齢



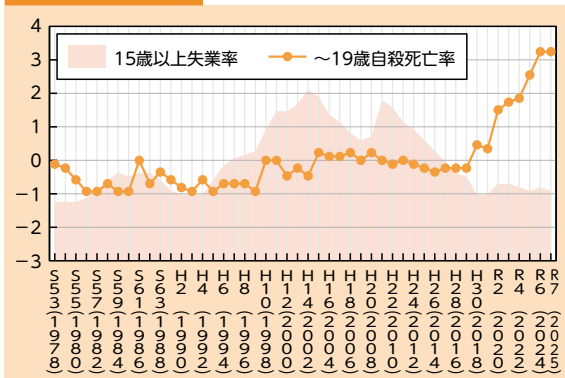
女性 全年齢



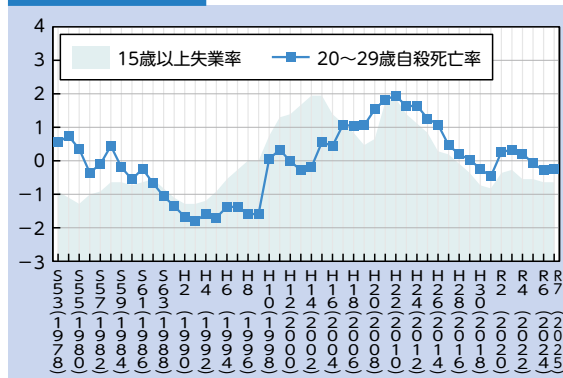
男性 ～19歳



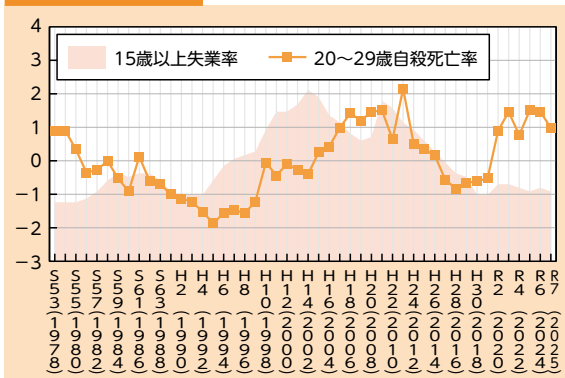
女性 ～19歳



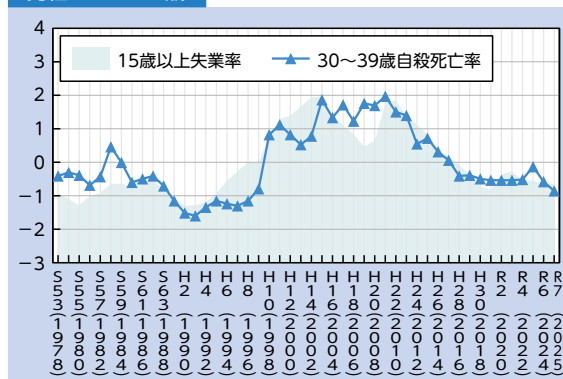
男性 20～29歳



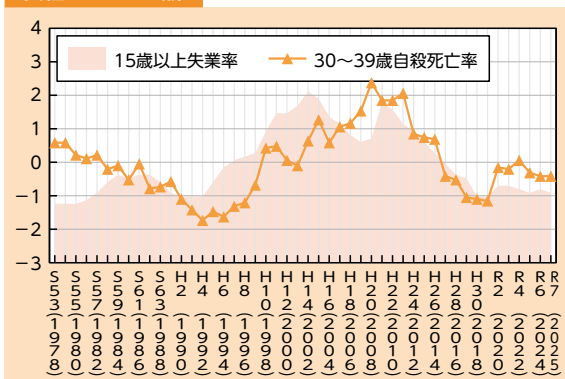
女性 20～29歳



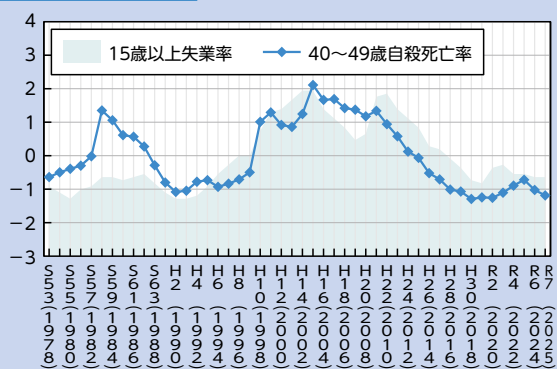
男性 30～39歳



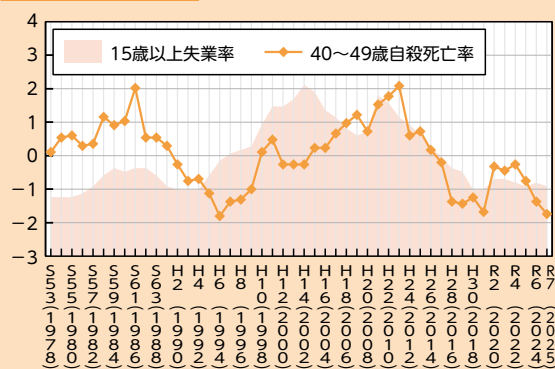
女性 30～39歳



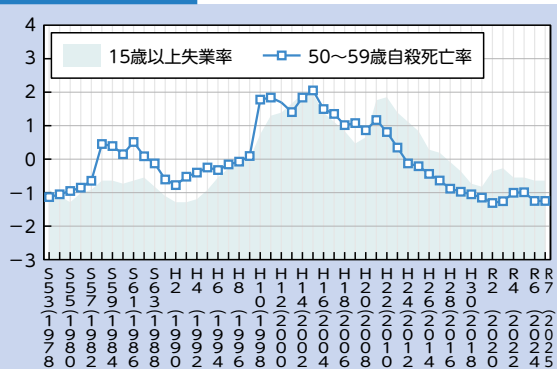
男性 40～49歳



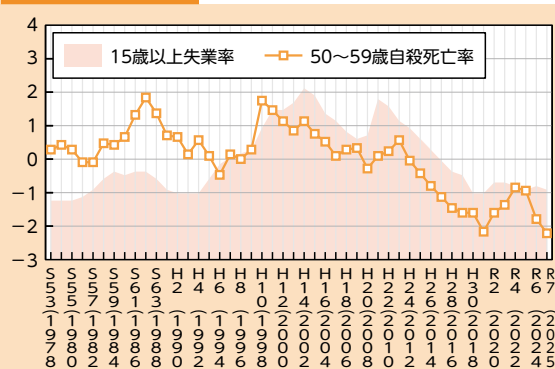
女性 40～49歳



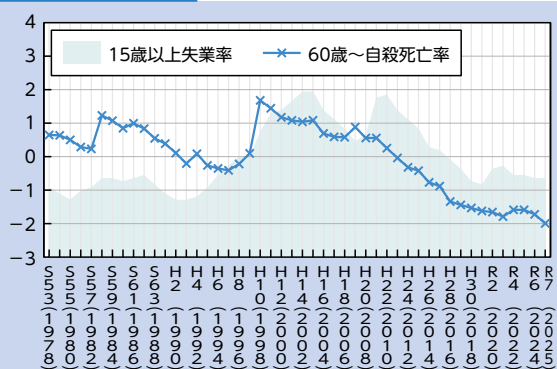
男性 50～59歳



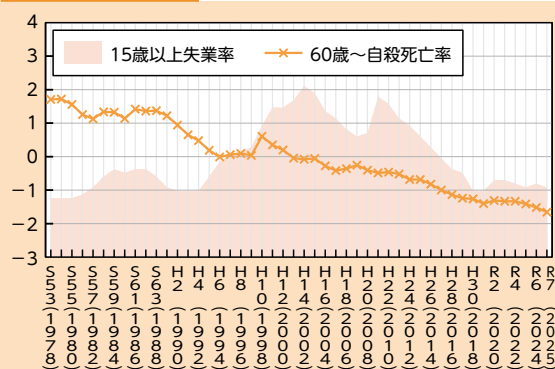
女性 50～59歳



男性 60歳～



女性 60歳～

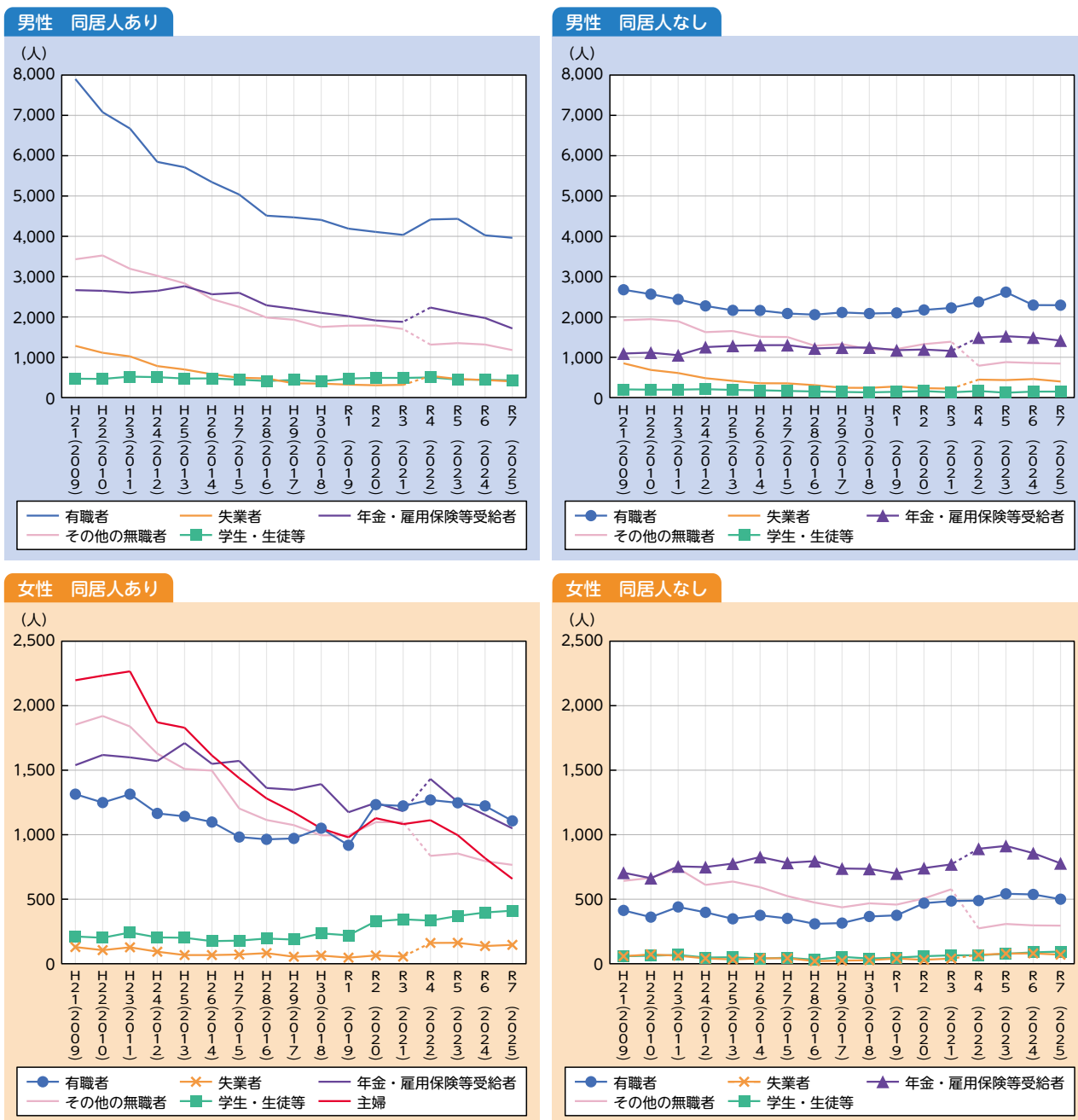


資料： 警察庁自殺統計原票データ、総務省「国勢調査」（取得可能年のみ。平成27年以前は年齢不詳の人口をあん分した人口、令和2年は不詳補完値）、総務省「人口推計」、総務省「労働力調査」より厚生労働省作成

3 自殺者数が減少傾向にない属性

これまで、平成22年からの自殺者数の減少に寄与した属性をみてきたが、ここでは横ばい
ないし増加といった、減少傾向にない属性に焦点をあてる。図表2-12は、図表2-3の再掲で
あるが、減少傾向にない属性を区別して示している。これをみると、男女ともに「同居人なし
の有職者」、「同居人なしの年金・雇用保険等受給者」、「学生・生徒等」に減少傾向はみられず、
加えて、女性の「同居人ありの有職者」、女性の「失業者」も減少傾向はみられない。

図表2-12 (図表2-3の加工再掲) 性別、職業分類別、同居人の有無別にみた自殺者数の推移



※数が少ないため、次の属性は除く。：同居人の有無「不詳」、「同居人なし、主婦」、「主夫」(令和4年以降に追加)、「利子・配当・家賃等生活者」、「ホームレス」(令和3年以前は「浮浪者」)、職業「不詳」。

※令和4年の自殺統計原票の改正に伴い、グラフが不連続となっている部分がある。

※「年金・雇用保険等受給者」は、令和3年以前は「年金・雇用保険等生活者」、令和4年以降は「年金受給者(老齢・遺族給付)」、「年金受給者(障害給付)」、「雇用保険受給者」、「生活保護受給者」の合算。

※「その他の無職者」は、令和4年以降は「その他の無職者(ひきこもり)」、「その他の無職者(ひきこもり以外)」の合算。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

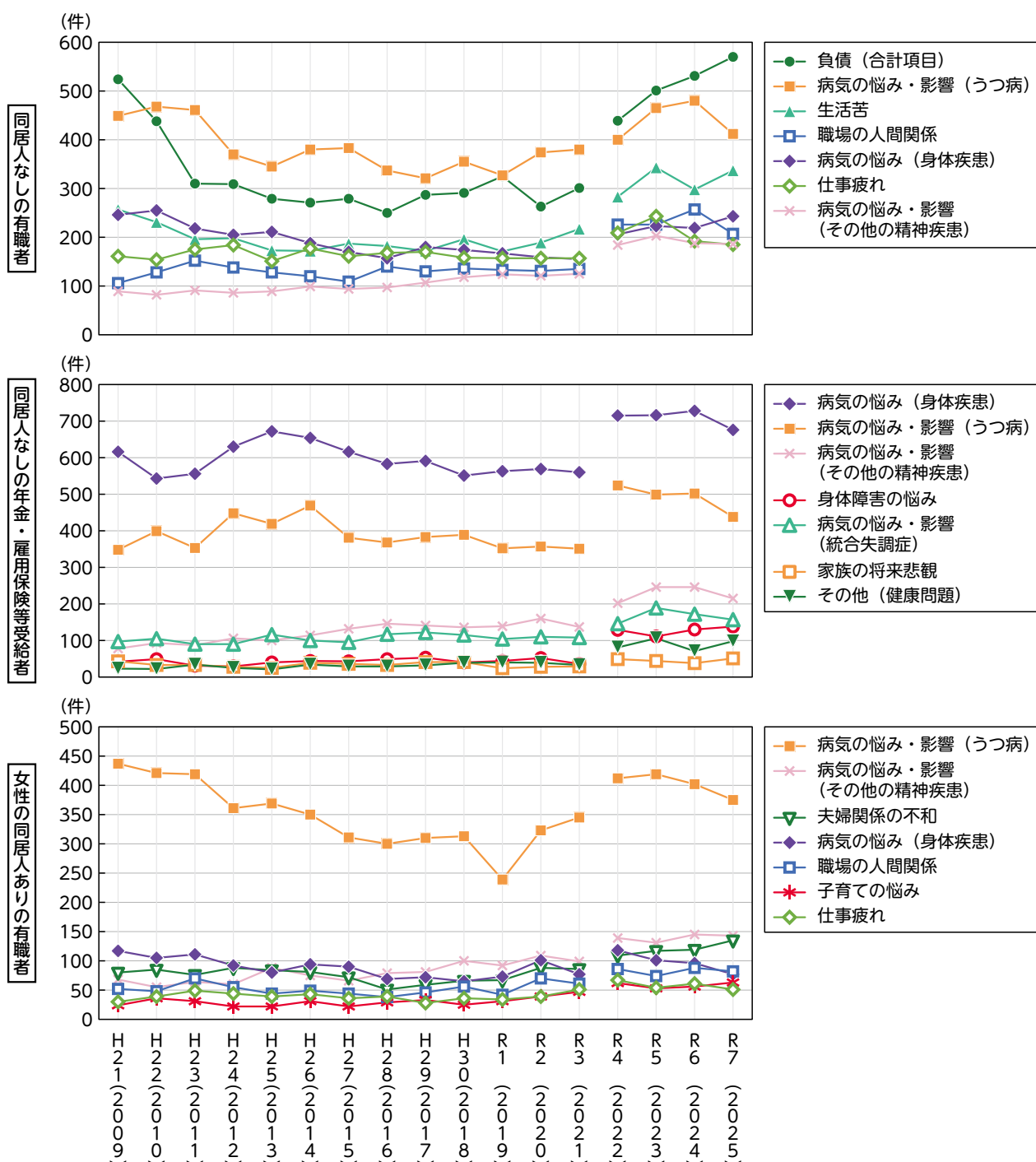
減少傾向にない属性のうち、「同居人なしの有職者」、「同居人なしの年金・雇用保険等受給者」、「女性の同居人ありの有職者」について、原因・動機の推移をみたものが図表2-13である。

なお、自殺の原因・動機については、令和4年の自殺統計原票の改正の影響により推移に連続性が失われている。そこで、推移を概観する参考資料として、図表2-13では、安定して件数が多く、かつ令和3年以前からある原因・動機を選択して年次推移を示した。

これをみると、「同居人なしの有職者」では、「負債（合計項目）」、「病気の悩み・影響（うつ病）」、「生活苦」といった原因・動機が上位となって推移しており、特に「負債（合計項目）」については近年増加傾向にある。「同居人なしの年金・雇用保険等受給者」では、「病気の悩み（身体疾患）」、「病気の悩み・影響（うつ病）」、「病気の悩み・影響（その他の精神疾患）」が上位を占めている。「女性の同居人ありの有職者」では、「病気の悩み・影響（うつ病）」が圧倒的に多いが、「病気の悩み・影響（その他の精神疾患）」、「夫婦関係の不和」が緩やかに増加し、上位を占めるようになってきている。

図表2-13

(参考)「同居人なしの有職者」、「同居人なしの年金・雇用保険等受給者」、「女性の同居人ありの有職者」の自殺の原因・動機(詳細項目)の推移



※自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることに留意が必要である。

※自殺の原因・動機について、令和3年以前は、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年以降は、家族等の証言から考え得る場合も含め、自殺者1人につき4つまで計上可能としている。このため、グラフが不連続となっている部分がある。

※「負債(合計項目)」は、令和3年以前は「負債(多重債務)」、「負債(連帯保証債務)」、「負債(その他)」、令和4年以降は以上に加え「負債(ギャンブル等)」の合算。

※「職場の人間関係」は、令和4年以降は「職場の人間関係(上司とのトラブル)」、「職場の人間関係(その他)」の合算。

※「病気の悩み(身体疾患)」は、令和3年以前は「病気の悩み(身体(の)病気)」、令和4年以降は「病気の悩み(悪性新生物)」、「病気の悩み(てんかん)」、「病気の悩み(その他の身体疾患)」の合算。

※「仕事疲れ」は、令和4年以降は「仕事疲れ(長時間労働)」、「仕事疲れ(その他)」の合算。

※「夫婦関係の不和」は、令和4年以降は「夫婦関係の不和(DV)」、「夫婦関係の不和(不倫・浮気)」、「夫婦関係の不和(その他の原因)」の合算。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

4 令和2年から令和5年の自殺者数増加

平成22年以降連続して減少していた自殺者数であったが、令和2年には11年ぶりに増加に転じて21,000人台となり、令和5年まで同程度の水準で推移した。

増加に転じた令和2年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下であり、人々の生活に変化が生じた時期である。この時期の自殺の動向については令和3年版自殺対策白書⁸に詳しく述べられており、令和2年上半期までは自殺者数が男女ともに減少していたが、下半期から女性の自殺者数が著しく増加し、前年を上回った。女性のうち特に増加したのは「被雇用者・勤め人」、「学生・生徒等」であった。さらに、令和2年7月と9月には著名人の自殺及びその自殺報道が相次ぎ、令和3年版自殺対策白書では、令和2年下半期の自殺者数増加に大きく影響したことが分析されている。

続く令和4年版自殺対策白書⁹では、令和2年及び同水準となった令和3年の自殺者数を新型コロナウイルス感染症感染拡大前の5年間と比較することで、男性の自殺者数は感染拡大後も減少しているが、女性の場合は令和2年に増加し、高止まりしている状況が述べられている。30歳未満の若年層に関しては男女ともに自殺者数が増加しており、30歳以上では同居人の有無や有職・無職によって増加の特徴が異なる。特に、同居人のいる女性では、無職の場合に30歳以上の多くの年齢階級で自殺者数が減少したが、有職の場合は多くの年齢階級で増加した。以降、自殺者数は令和4年に微増し、令和5年まで21,000人台で推移した。

8 厚生労働省「令和3年版自殺対策白書」第2章第3節「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下の自殺の動向」

9 厚生労働省「令和4年版自殺対策白書」第2章第2節「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下の自殺の動向」